

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体には今、急激な少子高齢社会の到来を受けて、子育て、医療、介護など社会保障制度の整備が求められているとともに、人口減少を見据えた地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など極めて多岐にわたる役割が求められる。

このため、令和6年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、増大する行政需要に対応した財源確保を念頭に、より積極的な地方財政の確立が求められる現状にある。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に把握し、住民生活を支える行政体制の構築・サービス提供に関わる一般財源を確保すること。
- 2 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材を継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象に地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症の5類移行後にあっても、引き続き、地域における保健所機能の整備と医療提供体制の充実に向けた財政措置を図ること。
- 5 会計年度任用職員制度については、雇用の安定と処遇の改善が図れるよう十分な財政措置を行うこと。
- 6 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和5年6月23日

(議決年月日) 令和5年6月23日

(議決結果) 可決(全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
財務大臣